（郵便局報第一種）　（本紙六面）　（日曜日休刊）　（定價金二錢）

時事新報

第千四百八號
明治十九年十月十六日　土曜日
舊丙戌九月十九日　（己酉）
日出午前六時零八分　日入午後五時二十三分
月出午後七時三十七分　月入午前八時三十九分
干潮午前七時二十一分　午後七時三十八分
（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價　（明治十九年十月一日改正）
一枚二錢〇一箇年前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
〇一箇年前金六圓
時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ廻送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月廿六錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上	七日以上	十六日以上
一行至十行	八錢	六日迄	十五日迄	
自十一行至三十行	七錢	七錢	六錢	五錢
三十一行以上	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢	五錢

時事報報

養蠶は國權の根本たる可し

外交の輕重は貿の利益に在て存す國の重きと成さんとあらば國民須らく殖産の道に志して貿易と盛おらまめ外國人の自利心を斯へて我國權を維持す可しとは我輩の持論にして其大意は前號の紙上にも開陳したり扨この論を尤ありとして之を施行するに如何の手段あるやと尋るも自然の順序にして其答辨の責は我輩の免かれざる所あるべし即ち以て大方の教を乞はんとす我貿易の有様を見るに明治十八年は輸出金額凡そ三千六百二十萬圓にして之と支那貿易に比するに明治十七年（十八年は報告は未だ之を得ず）同國の輸出九千二百萬圓とあれば大數三倍の相違あるゞ故を若しも日本國民が今より勉強して輸出の物産を増し三倍の高に達するとは我國も貿易商賈の點に於ては先づ以て支那と同等の地位に立つを得べし即ち西洋人の眼を以て視るに日支兩國の間に輕重の別なく日本國を重んじ日本人を親しみ日本の權理に左袒應援するの情も今の支那と於けるものゝ異あるふとある可らず如何とあれば彼等の自から利する所兩國に對して正しく同様あればなり左れば今日我貿易に向て多く責めず先づ支那の如くあるを例て第一着の所望として其實際に達するの方と案ずるに輸出三千六百二十萬圓は内一千四百四十七萬餘圓は蚕糸の價にして六百八十五萬餘圓は茶の價なるが故に此二品の生産を勉強すれば輸出の高を増加すること決して難事とあらず或人の說に茶の産出は近年印度地方と是にして殊ゆセイロン島の如きは今後四五年の内此非常の輸出に至る可き日本の製茶人ゞ何ほどに勉強するも無尽の天然力と競爭は叶はざるふとあれば早晩の本來の輸出は唯直に歸す可しと言ふ者あり是れも實は利運きことあらんなれども經濟上に道理なる說なれば製茶には大入量を加ふることゝして我輩い單に生糸の一品を以て我貿易を擴張せんと欲する者あり開港以來生糸業の進歩したるは非常の勢にして殊に明治維新の際士族等が樹々の事業を試みされども思はしからず遂して漸く近日に至り田舍士族の末流にて執る可き業は養蠶本業と殆んど一定の輿論と成まてより各地大抵蚕糸に關係の開かざるはなし且その場合に至れば士族家計のたゝ繭さを尚は能く下等社會を支配するの勢力を失ひ殆んど士族の尚ふ所は小民輩も亦之を尚ふ者多し士族ごとき遊惰にして學者論者あれども賛成し、改進家傳より之を既勵せ、駑々たる長足の進歩あれと駐光たゝとして留び所らを獲日神を拜げて勢進國と爲すの日は遠し遠きにあらざる可し絹糸の輕價は拳毛の粗製に優るふと言倍ふして文明國人ゞ富貴を致すと共に快樂を求るの情も亦次第に増長し毛を捨て丶糸を取るの勢い今日は事實ふ於て既ふ見る可き内の養蠶は月に日に進歩して留まるを知らず其産出品の市場は全世界に開て品物の多きと厭はず無盡の寶藏無盡の市と云ふも可おらん既に此盛大の日に至るを生糸の一品と以て年に幾億圓の輸出を告ゞ隨て亦これに對するの輸入ある可し去年の報告一千四百萬圓の輸出あり僅に之と十倍しても尚ほ一億四千萬の數と得べき既ふ今の支那の輸出に超過するものあり然りして此數と決して我輩の空想に非ず唯我國人の心掛け次第にて數年の間に成も可況の事業おきば口を放て其利益を說かざるを得ず抑も我輩ゞ養蠶の利を言ふは今日に始まらず日本の米田書圃愛まひに足らず其製ず可きは斷まて桑田ゐ變ず可し米と食はんと欲せば熱帶國の米と買ふ可き麥の需要は米國より供給す可き云々と說き去りて天下の具眼者にして利を知る人はこれふ異議おき樣子あれども今度は立言の筋を圖變際の方向に取り文明國人をして日本の實際と重んぜしひる其根本と尋ねても次第に之を論究すれば終ふ養蠶の要用に歸するが故に桑田と外交と緣あり況樣おきとも其關緒を示すが爲めに兩日の社說と作りたるのみ

官報

○訴訟件數　本年九月中大審院及東京控訴院附始審裁判所同管内各治安裁判所の訴訟件數は大審院民事舊受二百九十件、新受二十件、内既裁四件、刑事舊受三千四百六十五件、新受二百二十六件、内既裁四百二十八件ゐり東京控訴院民事舊受二百二十四件、新受四十三件、内既裁四十六件、刑事舊受八十二件、新受十八件、内既裁十五件なり東京始審裁判所民事舊受二百五十六件、新受七十一件、内既裁六十六件、刑事豫審舊受百二件、新受四十八件、内既裁四百八件なり同管内各治安裁判所民事舊受四百十五件、新受四百六十六件、内既裁三百五十九件、刑解舊受九百十七件、新受千八百九十四件、内既裁千五百八十五件あり

○累年虎列刺流行概況　明治十年以降同十九年（目下流行中なれば九月十四日迄の調査に據る）に至る殆んど十箇年間に於て該病患者の最多きは十二年にして其の數十六萬二千餘人死者十萬五千餘人之に次くは十九年にしく今日未だ終熄に至らずと雖も患者十萬七千餘人に上り死者六萬七千餘人の多況に至る是に由りて之と觀れば後日終熄の期に至り之を合計するときは蓋其の數十二年と大差なかるべし

實に本年は十二年以來の一大流行ありとす今試に十年十二年及十五年に於ける虎列刺流行紀事附錄に就て病毒發生及傳播の概況等と觀察するに十年は最も甚しく殆んど極めたる部分さるゝや或は土地の卑濕或は飲水の不良或は人口稠密の地等にして罹病者は概ね貧民とす又發病者十中の八九は飲食物の不良若くは過度の飲食等に因り誘發するものの如し

傳播の景況は勝すれば病患を隱匿し吐瀉物汚穢物等の取扱と怠惰に附そるより實狂獗は闔境に傳染するものゝ如し

度に明治十一年、十三年、十四年、十六年、十七年の五箇年は該毒病毒發生せしと雖も其は數僅ふして流行の色を下ふる至らざれば之と除き明治十年、十二年、十五年、十八年、十九年の各年に於ける該病流行の概況を左に略記せん

明治十年　同年虎列刺の流行は九月初旬始先て神奈川縣に發生し漸く各地に傳播して患者總數一萬三千八十六人、死亡八千二十七人とす其の最猖獗を極めるは十二月下旬にして概ね其は終熄と告げたるは十二月下旬にありと雖も大阪府は翌十一年に至り尚全く消滅に至らず而まて其の流行と遠くし患者二千人以下千人以上に上りたる地方は大阪、熊本、長崎、鹿兒島、神奈川の一府四縣ゐまて其の他は皆千人以下とす抑も同年該病の淵源い七月初旬清國厦門に於て甚暴劇ゐる虎列刺流行し一日間の死亡百を以て數ふるに至りたれゞ或は同所より舶齎せる物品中に毒芽と含有ゐ輸入せしものゐるべゐと云へり

同十二年　同年該病の流行は三月中旬愛媛縣ふ發生せしに始り漸く各地に蔓延して患者總數十六萬二千六百三十七人、死亡十萬五千七百八十六人の多に到る其の最猖獗と極めたるは八月中旬ふして終熄を告げたるい十二月下旬にあり而して患者三萬人以下一萬人以上の地方は石川、愛媛、沖繩の三縣にして一萬人以下一千人以上のものは東京、大坂、京都、熊本、新潟、鳥取、山形、愛知、三重、神奈川、靜岡、千葉、山梨、鹿兒島、大分、福岡、山口、廣島、岡山、和歌山、兵庫、高知、長崎、堺の三府二十一縣にして其の他十三縣は皆一千人以下とも又全國を通し平均流行地の人口一萬に付き患者百人の割合ゐり是れ明治十年以降今日に至り未だ其の比を見ざる所の最大流行の年紀とす

同十五年　同年該病の流行は四月下旬神奈川縣に發生するを以て始とも是より漸く舟車交通の地方に傳播し又た之と前後に各地方に散發ゐさり患者總數五萬千六百三十一人、死亡三萬三千七百八十四人とも其の最猖獗を極めたるは八月下旬ふして其の終熄を告げたるは翌年一月初旬ふゐり而して患者七千人以下一千人以上の地方い東京、大坂、群馬、千葉、靜岡、愛媛、新潟、長野、埼玉、栃木、茨城、廣島、石川、山形、宮城の二府十三縣にして其の他一府二十五縣は皆一千人以下とも又全國を通し平均流行地の人口一萬に付き患者四十九人の割合ゐり即十二年ふ比すれば比例上五十一人を減ず

（未完）

○入京免狀附與　去る九月中兵庫縣に於て學術研究若くは病氣保養のため京都及其の近傍へ旅行の外國人ふ下附せし入京免狀の總數は六十二通なり右外國人を國別すれば英國人二十七名、佛國人十一名、米國人七名、獨國人七名、漢國人四名、清國人三名、白耳義國人一名、和蘭國人一名、丁抹國人一名ゐり

○仁川港居留本邦人の戶口　去る七月の調査に係る朝鮮國仁川港居留本邦人の總計と七百四十一人（内男五百一人女二百四十八）ふまて戶數と百十四戶ゐり

（以上本年十月十五日官報）

雜報

○刑事統計摘要　明治十八年の重罪被告人は六千四百三十二人ふして之を十七年ふ比較すれば千五百十一人と增加し輕罪被告人は十一萬千八十八人にして前年ふ比すれば九千二百三十二人を增加を而まて重罪輕罪を合するときは十一萬七千五百二十人ふして十七年より增加すると一萬七百四十三人とす今茲に重罪の罪名人員の重ゐる者を擧ゐて十七十八兩年の增減を比較それば官印を僞造せし者十七年五百十二人十八年五百九十七人にして八十五名の增加官文書を僞造せし者十七年八百七十二人十八年千四百三十七人にして五百六十五人の增加賍收者十七年二百二十八人十八年三百二十四人にして九十六人の增加强盜十七年千八百四十一人十八年二千二百八十八人にして四百四十七人の增加ゐり（重罪の中最も多きは强盜とす）其他概して皆多少の增加にして其中往來通信を妨害せし者十七年十四人十八年二人劫ち十二人の減少此外官吏の職務を行ふを妨害せし者三人幼者と略取誘拐せし者三名の減少ゐりしのみゐり又其裁判言渡の區分に就て比較それば十七年には死刑百十三人同十八年には死刑百四十九人にして增加三十六人十七年無期徒刑三百十三人十八年四百八十人增加百六十七人十七年有期徒刑千四十一人十八年千百九十五人增加百五十六人重懲役十七年九百二十一人十八年千六百十四人十八年千百八十八人重罪刑は總數一萬三千七十五人即ち十三日の割合なり

○鈴木重道氏の研究の爲め去る日英國倫敦に向て院へ入學したる校の學位試驗に月十三日の官報

○耐火煉瓦の發明ふされども就來之を印材に之を以て盛んは其用極めて石（硅酸苦土）り成立ち其質分析課にて堅牢緻密に東京坩堝製造を得たる由に製造煉坩、曹使用せば其益い全く蠟石を粗ゐる部分は精良品を得ると云へり

○大坂通信　寺金堂内の壁のなれば先年工櫻井香雲に佛像を摸寫せ像を寫ま取らにて法隆寺へ右江村より兵る道路は頗る程ありしが先野間口村に至其費用は兵庫に至り落成せにて建野大坂ゞ右新道は是牛馬は勿論人○當府下の商可き事更にあ殺の金風お逢しゐる患者も五ふ三名乃至五行物等い皆夫へ解停の義を而て劇場丈ケい十日頃より奥邦合併の大相元にては既ふ之より毎日無賃を極むると云○米國大彈大原たるものは國漢國駐在公使の擬樣ゐる